

茨城県省エネ対策推進事業の紹介

茨城県県民生活環境部環境政策課



茨城県省エネ対策推進事業

- 1 省エネ対策等支援事業（省エネ診断）
- 2 省エネ対策設備導入補助金
- 3 茨城エコ事業所

茨城県省工ネ対策推進事業

1 省工ネ対策等支援事業（省工ネ診断）

事業概要

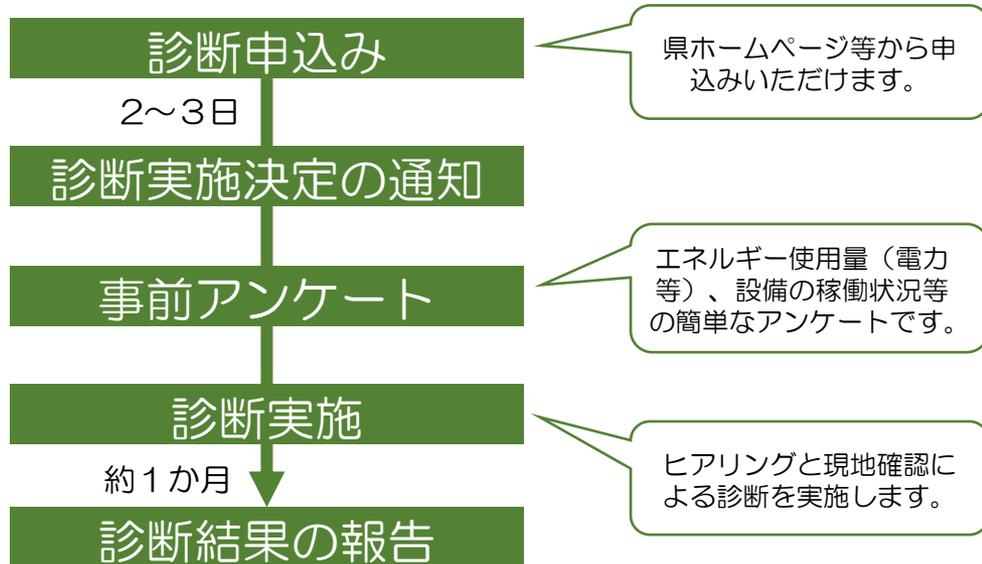
■ 申込開始時期

- ・ 例年6～7月に県ホームページにて公表

■ 受診対象事業所

- ・ 年間エネルギー使用量が、原油換算1,500kL未満の事業所

■ 診断の流れ



燃料費高騰を契機に光熱費削減を検討してみませんか？

令和4年度

省エネルギー診断

省エネの専門家による診断を受けることで、**省エネ余地の発掘**や**省エネ対策による光熱費削減効果の見える化**が期待できます。診断結果を踏まえ、省エネに取り組むことで**利益向上**につながります。以下のような支援を希望する事業所にオススメです。（診断内容のイメージは裏面をご参照ください）

- ✓ 費用負担の発生しない**運用改善による省エネ・光熱費削減**の余地を調査してほしい
- ✓ 設備改修を検討しているが、その**費用対効果**を確認したい
- ✓ **太陽光発電設備**を導入することによる**ポテンシャル**を把握したい
- ✓ 診断結果を踏まえた**省エネや再エネに係る国や県の補助金**を紹介してほしい など

診断事業の概要

診断の流れ

対象者	年間エネルギー使用量が原油換算1,500kL未満の事業所 ※不明な場合はお調べいたします ※省エネ法の対象事業者であっても、 事業所単体で上記条件を満たしていれば対象	1. 診断の申し込み 裏面の申込書に必要事項を記入し送付ください
申込方法	裏面の申込書に記入の上、メール/FAXでの申し込み（WEB申し込みもあります）	2. 診断実施決定の通知 申込内容を確認のうえ、実施決定が通知されます
診断費用	無料（実施後の営業などはありません）	3. 事前アンケート エネルギー使用量（電力等）、設備の稼働状況等の簡単なアンケートに回答いただけます
申込締切	令和5年2月末日（先着80事業所）	4. 省エネルギー診断 ヒアリングと現地確認による診断を実施します
必要事項	「茨城工コ事業所」及び「いばらきエコチャレンジ賛同事業所」への登録 ※登録前でもお申込み可能です	5. 診断結果の報告 報告書が作成され診断結果の説明を受けられます

診断後に活用できる茨城県の補助金

令和4年度 中小規模事業所省エネ対策設備導入補助金の概要

対象者	省エネ診断を受診した事業所	対象設備	診断において提案を受けた設備
補助要件	① 令和3年度又は令和4年度中小規模事業所省エネ診断を受診していること ② 茨城工コ事業所ならびにいばらきエコチャレンジ賛同事業所へ登録していること ③ 診断結果における省エネ対策（設備の改修・更新及び運用改善）を全て実施すること ④ ③の省エネ対策の合計で省エネ率2.0%以上又は年間10t-CO ₂ 以上の削減が見込まれること		
申込締切	令和5年1月13日（10事業所程度）	補助率	1/3（上限100万円未満）

省エネ診断に関するお申し込み・お問い合わせ
株式会社 知識経営研究所 《本事業委託業者》
〒106-0043 東京都港区麻布十番 2-11-5
TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422
メールアドレス: shindan@kmri.co.jp (担当: 藤崎)

補助金に関するお申し込み・お問い合わせ
茨城県県民生活環境部環境政策課
〒310-8585 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL: 029-301-2939
FAX: 029-301-2949



①設備におけるエネルギー使用状況

- 省エネ効果（エネルギー削減量、CO₂削減量等）を算出し、設備更新及び運用改善に係る提案を実施
- ※設備更新に係る提案に対して、県補助金が活用可能

②太陽光発電設備の導入可能性（R4から追加）

- 設置対象建物に対する、日射量及び設置場所の有無の確認
- 当該建物に対する設置可能容量、発電量等の算出
- ※設置対象建物に係る強度の確認は対象外

診断実績（1）

■過去の診断事業所数

R1年度：60事業所 R2年度：70事業所 R3年度：80事業所 R4年度：80事業所予定

■R3業種別分類

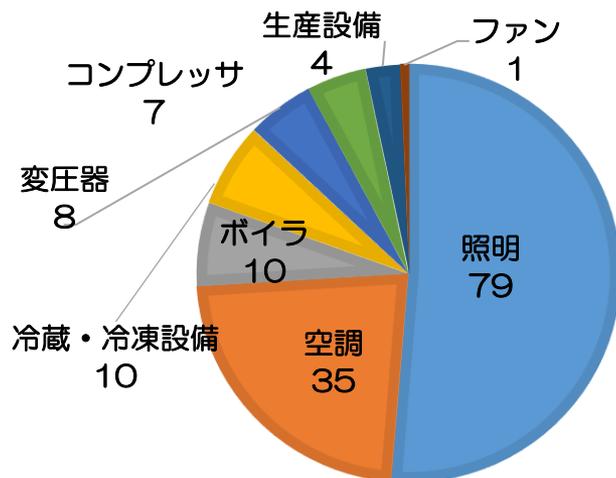
業種	R1年度	R2年度	R3年度
建設業	2	1	3
製造業	14	20	30
電気・ガス・熱・水道	0	2	0
運輸業、郵便業	1	2	4
卸売・小売業	2	13	13
不動産業、物品賃貸業	1	1	1
学術研究、専門技術サービス	1	2	0
宿泊、飲食サービス業	1	4	7
生活関連サービス業、娯楽業	10	10	1
教育・学習支援業	1	0	2
医療、福祉	8	0	3
複合サービス業	10	0	0
サービス業	9	15	16
合計	60	70	80

■R3地域別分類

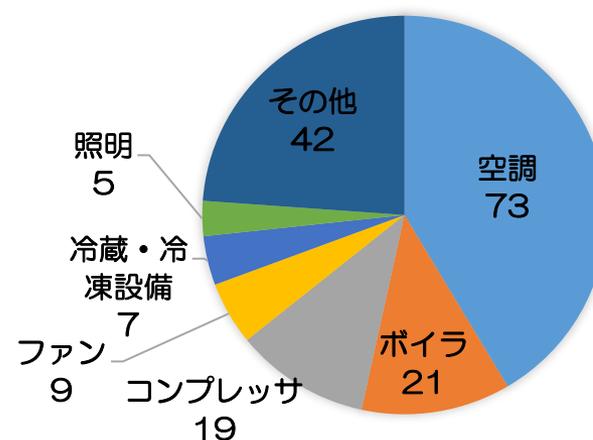
地域	R1年度	R2年度	R3年度
県北	4	5	6
県央	18	17	21
県西	7	14	19
県南	25	28	27
鹿行	7	7	7
合計	60	70	80

■ R3診断実績

① 設備更新に係る提案 (154提案)



② 運用改善に係る提案 (176提案)



【提案例】

- 照明：LED照明の導入
- 空調：高効率空調機の導入
- ボイラ：高効率温水ボイラへの更新
- コンプレッサ：インバータ式コンプレッサへの更新
- 生産設備：水冷チラーから空冷チラーへの更新
- ファン：ロータリーブロワの更新

【提案例】

- 空調：室外機のアルミフィンの清掃
- ボイラ：蒸気配管の保温
- コンプレッサ：コンプレッサ吐出圧の低減
- ファン：ファン・ブロアインバータ化
- 冷蔵冷凍設備：室外機のアルミフィンの清掃
- 照明：不要時の照明消灯

茨城県省エネ対策推進事業

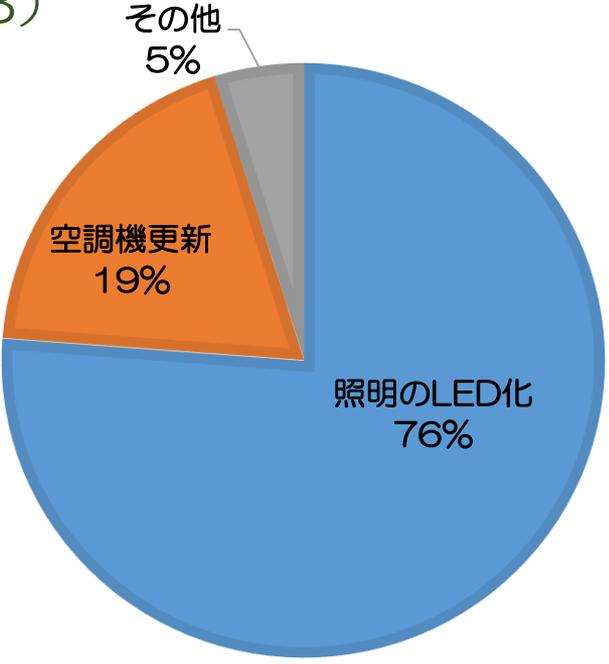
2 省エネ対策設備導入補助金

事業概要・補助実績

■補助率・補助上限額

補助率 : 補助対象経費の1 / 3以内
補助金上限 : 100万円未満

■補助実績 (R1~R3)



補助対象者・補助対象設備

■補助対象者

- 令和3年度又は令和4年度に、省エネ診断を受診していること
※令和4年度事業の場合
- 茨城エコ事業所へ登録済みであること
- いばらきエコチャレンジ賛同事業所へ登録済みであること

※茨城エコ事業所とは

事業所の規模や業種等に関わらず、環境にやさしい取組を行う事業所を、県が「茨城エコ事業所」として登録し、その取組を広く県民に紹介するものです。

※いばらきエコチャレンジ賛同事業所とは

事業所単位で家庭の省エネチャレンジに取り組む「賛同事業所」を募集し、県ホームページで紹介しています。

■補助対象設備

- 省エネ診断を受診し、助言及び提案を受けた省エネルギー 設備導入
- ※運用改善に係る内容は、補助対象外となります
- ※国補助金が活用できる場合は、県補助金との併用は不可

以下の要件すべてを満たすことが必要です。

- 省エネ診断結果において、提案を受けた設備の改修・更新（リース不可）、及び運用に係る改善の全てを実施。
- 上記改善を実施した結果、当該工場・事業場全体で省エネ率20%又は10t-CO2相当以上の削減効果が見込まれること。
- 導入設備の発注先及び施工事業者が、県内に事業所を有すること。

※設備の仕様が特殊であり、県内に当該導入設備を発注又は施工できる事業者がない場合は、この限りではありません。

補助要件 (2)

- 本補助金の交付申請は、1回の省エネ診断結果につき、1回に限り申請することができます。
- 本補助金の交付決定後に契約・発注等を行い工事に着手してください。
※交付決定前に、当該設備に係る発注・契約や工事を実施した場合は、補助金の対象となりませんのでご注意ください。
- 補助金の申請は、省エネ診断を受診した工場・事業場単位で申請が可能です。

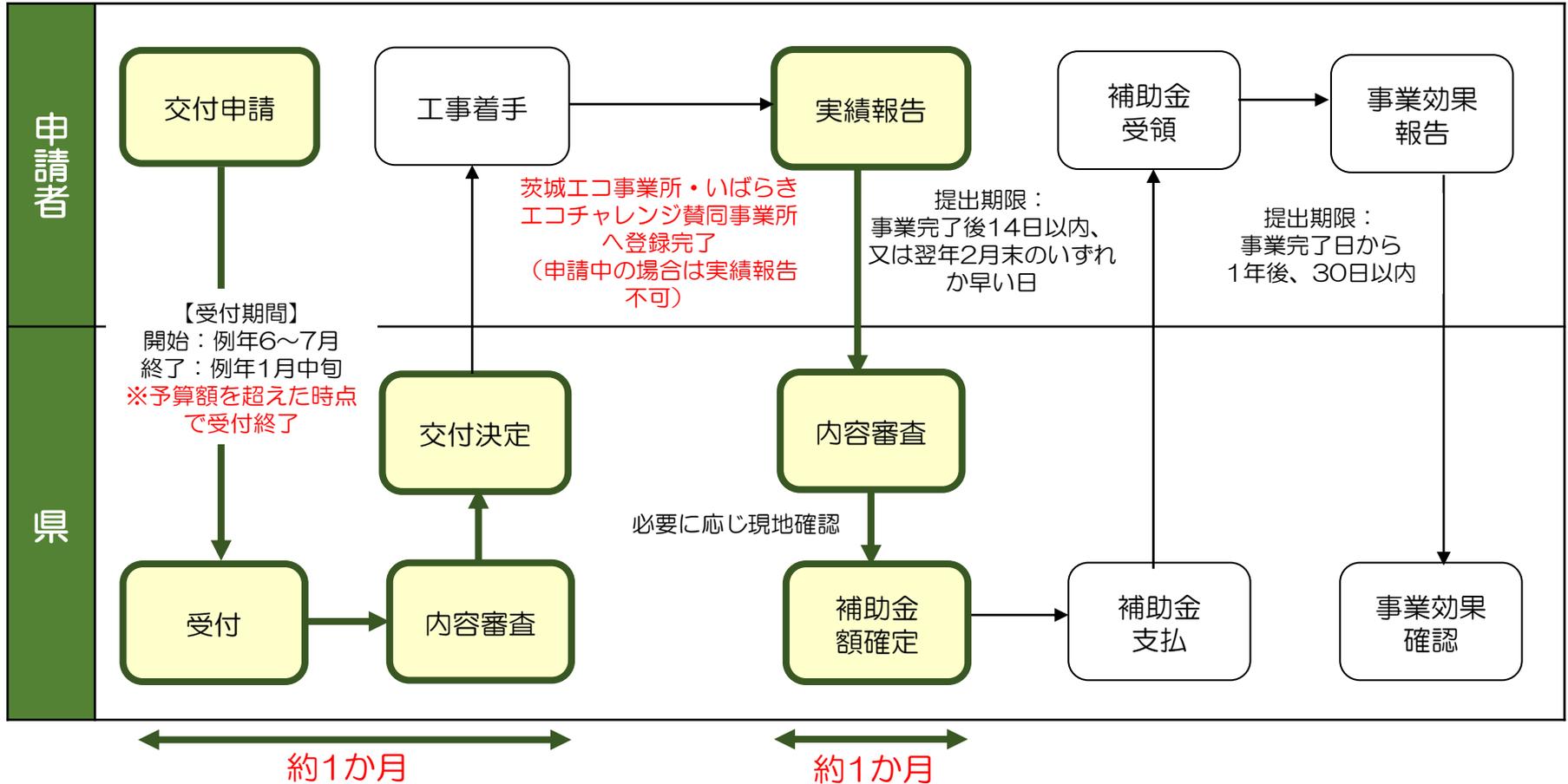
例：省エネ診断を受診した、A社の水戸工場と土浦工場があった場合、各工場で補助金申請が可能です。

※ただし、同一事業者につき、同一年度に1回限りとします。

- ア 設計費
事業に必要な設備装置等の設計に要する経費
- イ 設備装置等購入費
事業に必要な設備装置等の購入、製造、修繕、据え付け等に要する経費
- ウ 工事費
事業に必要な配管、配電等の工事に要する経費
- エ その他、既存設備の処分費等

※消費税及び地方消費税は除きます。

手続きの流れ



※交付申請から交付決定の期間及び実績報告から補助金額確定までの期間は、審査状況により変動します。
 ※茨城エコ事業所の登録完了まで、申請から約4か月（取組3か月＋審査約1か月）を要しますので、ご注意ください。

茨城県省エネ対策推進事業

3 茨城工コ事業所

制度概要・登録のメリット

■制度概要

事業所の規模や業種等に関わらず、環境にやさしい取組を行う事業所を、県が「茨城エコ事業所」として登録し、その取組を広く県民に紹介するものです。

また、エコ事業所として環境に配慮した取組を実践することにより、コスト削減が期待できます。

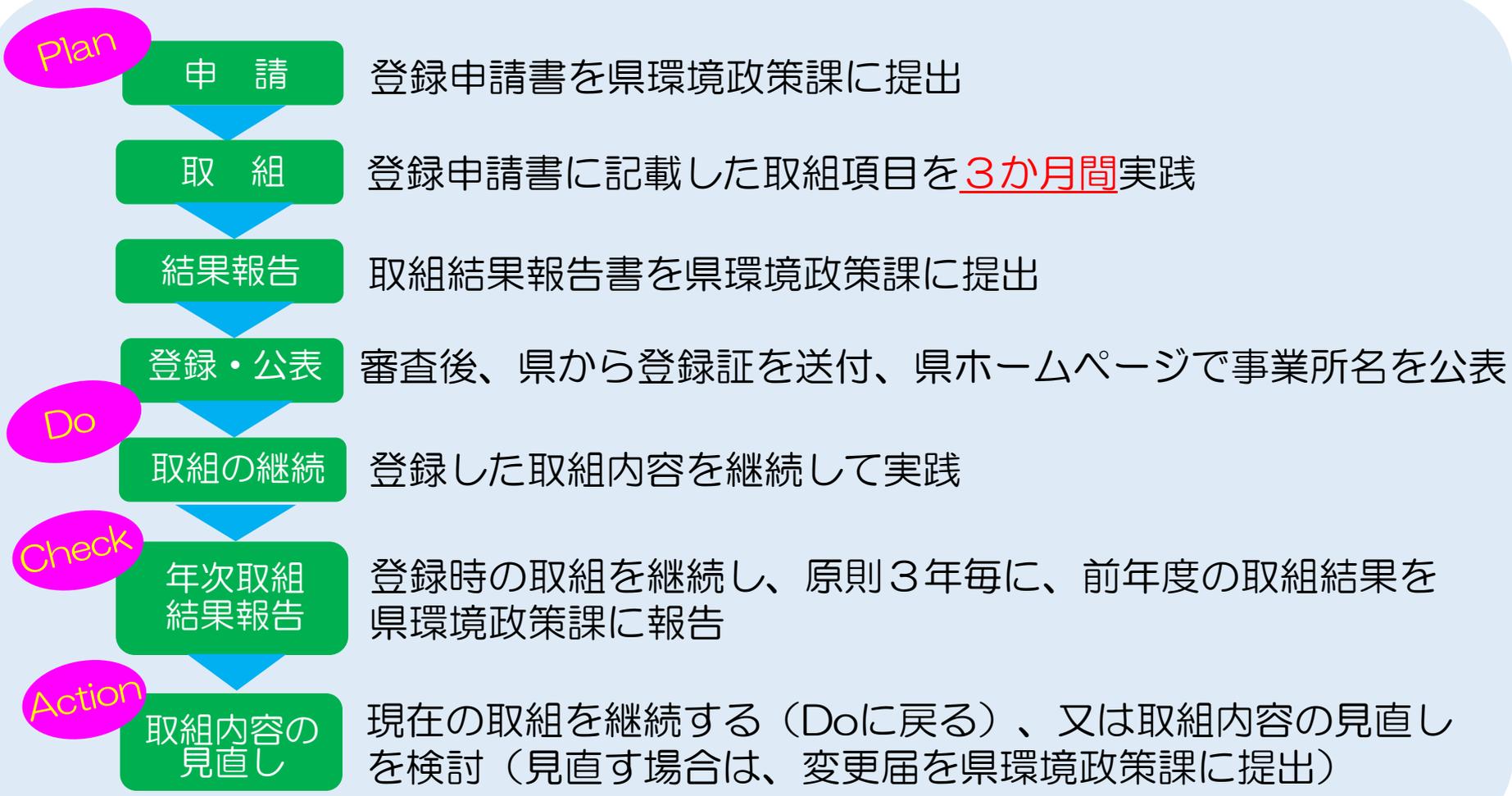
※登録事業所数：2,199事業所（R5.1月末時点）



■登録のメリット

- (1) 登録証等の交付
- (2) 県ホームページでの広報
- (3) エコ事業所向け銀行保証付私募債の新規記録手数料の免除
(株式会社筑波銀行)
- (4) 県の入札参加資格審査での加点
(物品調達等競争入札参加資格審査数値で1点加点)
- (5) 常陽エコ・セレクトローンを利用する場合の金利優遇
(株式会社常陽銀行)

登録制度の流れ



登録区分（格付け）

登録区分（格付け）は、県が定める環境負荷を減らす取組項目数で決定します。取組内容が容易な順に、「必須項目」「基本項目」「発展項目」となっています。

登録区分 (格付け)	登録の基準		
	必須項目	基本項目	発展項目
A	6項目すべて実施	3項目以上実施	—
AA	6項目すべて実施	4項目以上実施	2項目以上実施
AAA	6項目すべて実施	5項目以上実施	4項目以上実施

<オプション：家庭での取組>

事業所としての取組に併せて、事業所で働く職員の皆さんの家庭で取り組むときには、上記の登録区分（格付け）に加えて、家庭での登録区分（格付け）「S・M・L」をオプションで登録することができます。家庭での登録区分（格付け）は、茨城エコ・チェックシートの取組実施世帯の割合に応じて格付けが決まります。

※茨城エコ・チェックシート（抜粋）

茨城エコライフ達人にトライ!

下の表に掲げた取り組みを実践することは、家計にも環境にもやさしいものです。まずは、1週間続けて実践してみてください。金額などは、目安に！
*節約金額などは、世帯（4人）を目安に算出しています。

実践度は、自己評価で！（いつも…○、ときどき…△、やっていない…×）

	実践項目	実践度
 <p>台所で</p>	●食材は、なるべく旬のもの、地元産のものを購入しています。	
	<p>しとくメモ</p> <p>ハウスで栽培したり、遠くから食材を運ぶことでエネルギーを消費します。温暖化防止の観点からも、「地産地消」をすすめましょう。</p>	
	●食べ残しのないように適量を調理します。	
	<p>しとくメモ</p> <p>3食のうち1食分が食べ残して捨てられているというデータがあります。もったいない!</p>	年間節約額 約400,000円 ゴミ年間削減量 約233.2kg
	●野菜や食器などは、ため洗いをしています。	
	●食品トレーや牛乳パックなどは、水洗いしてリサイクル回収に協力しています。	ゴミ年間削減量 約7.4kg
●冷蔵庫の設定温度は、季節にあわせて調整します。		
<p>しとくメモ</p> <p>冬場は「弱」で大丈夫です。</p>		
●電気ポットを長時間使わないときは、コンセントからプラグを抜いています。	年間節約額 約2,400円 CO ₂ 年間削減量 約38.7kg	

だから、エコライフ水

地球上にたくさんある水のうち、私たちが利用できるのはたった0.01%です。そして、私たちが使ったその水も、繰り返し使われています。私たち人間だけでなく、生き物は水がなくては生きられません。その貴重な水を汚す大きな原因の一つは、生活排水です。

茨城エコ事業所として 取り組んでいただきたい項目

必須項目

- 冷暖房の温度調節（冷房時の室温28℃、暖房時の室温20℃）を行う。
- コンセントをこまめに抜く。
- 蛇口をこまめに閉める。
- 自動車の運転に際しては、可能な限り車のアイドリングをなくす。
- 環境にやさしいエコ製品等を選んで購入する。
- 可能な限り過剰包装しない。

基本項目（抜粋）

- 昼休み、休憩時等には可能な限り消灯する。
- 冷暖房時にはブラインド等を利用して効率を高める。
- エコドライブを実施する。
- 各市町村で決められた分別方法に沿ったゴミの分別を徹底する。
- 使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行う。
- 事業所敷地内のほか、その周辺の清掃を定期的に行う。

発展項目（抜粋）

- LED照明等の高効率照明を積極的に導入する。
- 省エネ型空調設備を積極的に導入する。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車を導入する。
- 事業活動に伴う廃棄物の減量化やリサイクル等を積極的に行う。
- 断熱性の高い構造材や二重窓、複層ガラス等を積極的に導入する。
- 敷地内の植栽、緑地等の適正な維持管理を行う。

各事業の詳細については、茨城県環境政策課のホームページをご覧ください。

<問い合わせ先>

茨城県県民生活環境部環境政策課
地球温暖化対策グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL：029-301-2939

FAX：029-301-2949

E-mail：kansei3@pref.ibaraki.lg.jp



できるエコからはじめよう

ご清聴ありがとうございました。